

『自立支援医療（精神通院）受給者証』申請手続きに必要なもの

★有田川町 R6年度版★

【新規・再認定の場合】

☐	申請書	役場の窓口にあります。
☐	同意書（所得確認用）	
☐	診断書	☐ 「手帳用」の診断書が必要です。手帳同時申請の場合は必ずこちら ☐ 「医療用」の診断書が必要です。 ☐ 今回、診断書は省略できます。 ※ 再認定で、受給者証に「1年目」の記載があり、治療方針に□ 変更がない場合のみ
☐	自立支援医療〔精神通院〕受給者証	白色・A5二つ折り
☐	保険証・印鑑	①マイナ保険証の場合は、マイナポータルの資格情報確認画面の提示か資格情報のお知らせをご持参下さい。 ②マイナ保険証がない場合は、従来の保険証か資格確認書をご持参下さい。
☐	年金受給額がわかる書類	☐ 年金の振込通知書(前年分の振込が分かるもの) ☐ 年金が振り込まれている通帳(前年分の振込が分かる箇所)
☐	同一保険加入者のマイナンバー	同一保険加入者が町外に住民票を置いている場合のみ

【受給者証右側変更の場合】 ※病院・薬局・自己負担上限額の変更

☐	申請書	役場の窓口にあります。
☐	同意書（所得確認用）	
☐	自立支援医療〔精神通院〕受給者証	白色・A5二つ折り ※県で作直してもらうので、必ず原本を回収。
☐	保険証・印鑑	①マイナ保険証の場合は、マイナポータルの資格情報確認画面の提示か資格情報のお知らせをご持参下さい。 ②マイナ保険証がない場合は、従来の保険証か資格確認書をご持参下さい。
☐	年金受給額がわかる書類	☐ 年金の振込通知書(前年分の振込が分かるもの) ☐ 年金が振り込まれている通帳(前年分の振込が分かる箇所)
☐	同一保険加入者のマイナンバー	同一保険加入者が町外に住民票を置いている場合のみ

【受給者証左側のみ変更の場合】 ※住所・保険証等の変更

☐	申請書	役場の窓口にあります。	※和歌山県外から転入の場合
☐	記載事項変更届		※和歌山県内での住所変更の場合
☐	同意書（所得確認用）		※全員
☐	自立支援医療〔精神通院〕受給者証	白色・A5二つ折り	※和歌山県外から転入された場合は、転出元で発行された受給者証（北°-可）
☐	保険証・印鑑	①マイナ保険証の場合は、マイナポータルの資格情報確認画面の提示か資格情報のお知らせをご持参下さい。 ②マイナ保険証がない場合は、従来の保険証か資格確認書をご持参下さい。	
☐	年金受給額がわかる書類	☐ 年金の振込通知書(前年分の振込が分かるもの) ☐ 年金が振り込まれている通帳(前年分の振込が分かる箇所)	
☐	同意書（県外転入用）	和歌山県外から有田川町へ転入された場合 ※ 転出元市町村へ、診断書の提供依頼をするため。	
☐	同一保険加入者のマイナンバー	同一保険加入者が町外に住民票を置いている場合のみ	

<注意>

- ※ 有効期間終了日の3ヶ月前から、更新手続き申請ができます。診断書の診断日は、申請日の3カ月前の日以後に作成されたものが有効です。
- ※ 1ヶ月あたりの利用者負担上限額を認定するために、新規・再認定・変更に関わらず、受診者と同一保険の加入者全員の所得を確認します。町外に住民票のある同一保険加入者がいる場合は、マイナンバーを記入頂く必要があります。
- ※ 変更手続きにおいても、年金額がわかる書類の用意をお願いする場合があります。